

昭和 62 年度税制改正の要綱

昭和 62 年 1 月 16 日
閣 議 決 定

最近における社会経済情勢の著しい変化に即応し、税制全般にわたる抜本的見直しを行うことにより、国民の理解と信頼に裏付けられた安定的な歳入構造を確立する観点から、中堅所得者層の負担軽減を中心とした所得税の軽減合理化、法人税の税率の引下げを行うとともに、物品税等の個別消費税制度を改め売上税を創設し、また非課税貯蓄制度の見直しを図るほか、賞与引当金の廃止、有価証券取引税の見直し、登録免許税の引上げ等所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 所得税負担の軽減・合理化

1 税率構造

所得税の税率を次のように改める。

現 行		改 正 案			
適用課税所得	税率	昭和 62 年分	昭和 62 年分	昭和 63 年分以降	昭和 63 年分以降
		適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
50 万円以下 の金額	10.5%	50 万円以下 の金額	10.5%		
120 "	12%	120 "	11%	120 万円以下 の金額	10%
200 "	14%	200 "	14.5%		
300 "	17%	300 "	16%		
400 "	21%				
		500 "	20%	500 "	15%
600 "	25%				
		700 "	25%	700 "	20%
800 "	30%	800 "	30%		
1,000 "	35%	1,000 "	35%	1,000 "	30%
1,200 "	40%	1,200 "	40%		
1,500 "	45%	1,500 "	45%	1,500 "	40%
2,000 "	50%			1,500 万円 超の金額	50%
		3,000 "	50%		
3,000 "	55%	5,000 "	55%		
5,000 "	60%	5,000 万円 超の金額	60%		
8,000 "	65%				
8,000 万円 超の金額	70%				

2 給与所得者の特定支出控除

給与所得者について、特定支出の額が給与所得控除額を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができることとする。

(注) 上記の改正は、昭和 63 年分の所得税から適用する。

3 配偶者特別控除

(1) 控 除 額

配偶者について、新たに 15 万円の配偶者特別控除を設けることとし、合計所得金額 800 万円以下の者について適用する。

なお、昭和 62 年分の控除額は、11 万 2,500 円とする。

(2) 配偶者に所得がある場合の控除額の調整

配偶者に所得がある場合には、次により、配偶者特別控除額を調整する。

控除対象配偶者の場合 控除額からその控除対象配偶者の所得金額の 33 分の 15 に相当する金額を減額する。

控除対象配偶者以外の配偶者の場合 控除額からその配偶者の所得金額のうち 33 万円を超える部分の金額を減額する。

(注) 配偶者が資産性所得を有する場合には所要の調整を行う。

4 白色事業専従者控除

白色申告者の配偶者である事業専従者についての事業専従者控除を 60 万円 (現行 45 万円) に引き上げる。

5 事業主報酬の額の制限

みなし法人課税を選択した場合の事業主報酬の額が、その年の前々年以前 3 年内の各年の事業所得及び不動産所得の金額の合計額の平均額の 80%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、過大報酬額に準ずるものとして所得税額を計算する。

(注) 上記の改正は、昭和 63 年分の所得税から適用する。

6 老年者控除の引上げ

老年者控除を 50 万円 (現行 25 万円) に引き上げる。

(注) 上記の改正は、昭和 63 年分の所得税から適用する。

7 公的年金等に対する課税の見直し

(1) 老年者年金特別控除及び給与所得控除に代え、上記 6 の措置とあわせ、新たに負担調整のための公的年金等控除を次により設ける。

定額控除 80 万円 (年齢 65 歳未満の者 40 万円)

定率控除

定額控除後の 360 万円までの部分 25%

年金収入

” 720 ” 15%

” 720 万円を超える部分 5%

なお、上記 及び の合計額が 120 万円 (年齢 65 歳未満の者 60 万円) に満たない場合には、120 万円 (年齢 65 歳未満の者 60 万円) とする。

(2) 一定額を控除した後、10%の税率で源泉徴収を行う等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、昭和 63 年 1 月 1 日から実施する。

8 その他

(1) 資産所得の合算課税制度は廃止する。

(注) 上記の改正は、昭和 63 年分の所得税から適用する。

(2) 医療費控除について、いわゆる足切り限度のうちの定額基準を 10 万円 (現行 5 万円) に引き上げる。

(3) 総収入金額報告書の提出義務者の総収入金額を 3,000 万円超 (現行 5,000 万円超) に引き下げる。

二 利子課税等

1 利子所得課税等

(1) 非課税貯蓄制度の改組

少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度は、老人等に対する利子非課税制度に改組する。

改組される老人等に対する少額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度の対象者は、年齢 65 歳以上の者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている者等とする。

上記制度によりその利子等が非課税となる預貯金等は、それぞれの制度につき元本 300 万円を限度として、老人等に該当した後に所定の手続きにより預入等がされたものとする。

非課税貯蓄を行おうとする者は非課税貯蓄制度の対象であることを証する一定の公的書類を預入等の際

に提示するものとするほか、非課税貯蓄に係る本人確認等の手続きは現行どおりとする。

少額公債の利子非課税制度は廃止する。

(2) 勤労者財産形成年金貯蓄等に係る利子等の課税の特例

勤労者財産形成（年金）貯蓄非課税制度を廃止し、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約（仮称）に基づく元本 500 万円までの預貯金等の利子等については、一定の手続きにより、7.5%の税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税する制度を設ける。

(3) 利子所得の源泉分離課税

預貯金等（郵便貯金を含む。）の利子等については、(1)及び(2)の制度に係るものを除き、その支払いの際、15%の税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税する。

(4) そ の 他

(1)、(2)及び(3)の利子等は、控除対象配偶者及び扶養親族の所得要件の判定には含めない。

(1)、(2)及び(3)の利子等については、支払調書の提出を要しない。

(注)上記の改正は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行するものとし、改正後の利子課税の制度は同日以後の期間に対応する利子等の部分につき適用する。同日を含む利子等の計算期間に係る利子等については、期間按分の方法により課税額を算出する。

(5) 証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等

証券投資信託の収益の分配に係る配当所得についても、利子課税に準じた方法により課税する。

2 金融類似商品課税等

(1) その収益が利子所得とされていない抵当証券、定期積金、相互掛金、金貯蓄口座、外貨建定期預金、一時払養老保険、一時払損害保険等の金融類似商品に係る収益については、15%の税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税する。

(2) 割引金融債及び割引国債に係る分離課税の税率は 18%とする。なお、東京湾横断道路株式会社の発行する割引債に係る分離課税の税率は 16%とする。

(3) 非課税法人等が受け取る公社債の利子等の非課税の範囲は、その非課税法人等の所有期間に対応する部分の利子等とする。

(注)上記の改正は、昭和 62 年 10 月 1 日から実施する。

3 有価証券譲渡益課税

有価証券の譲渡益課税の対象を拡大することとし、次の措置を講ずる。

(1) 「継続的取引」の基準となる売買回数を 30 回（現行 50 回）以上、売買株数を 12 万株（現行 20 万株）以上とする。

(2) 「同一銘柄の株式等の相当数の譲渡」の基準を 12 万株（現行 20 万株）以上とする。

(3) 「特別報告銘柄の株式の相当数の売買」の基準を 12 万株（現行 20 万株）以上とする。

(4) 「事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡」に含まれる公開の方法等による譲渡の範囲を発行済株式総数の 10%（現行 15%）以上の株式の譲渡とする。

(5) 「先物取引」による譲渡を加える。

(6) 利子の計算期間が 1 年を超える公社債等の譲渡を加える。

(注)上記(1)から(4)までの改正は、昭和 63 年 1 月 1 日以後、(5)及び(6)の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日以後の譲渡から適用する。

三 法人税率の引下げ等

1 法人税の税率を次のとおり改正する。

	現 行	改 正 62 年度	正 案 63 年度	案 64 年度以降
普通法人の税率				
留 保 分	43.3%	42%	40%	} 37.5%
配 当 分	33.3%	34%	35%	
中小法人の軽減税率				
留 保 分	31%	30%	29%	} 28%
配 当 分	25%	26%	27%	
特別法人（公益法人等，協 同組合等，特定医療法人） の軽減税率				
留 保 分	28%	27%	27%	} 27%
配 当 分	23%	25%	26%	

(注) 上記の改正は，当該各年度の4月1日以後に終了する事業年度から適用する。

上記の法人税率の改正に伴い，法人の清算所得に対する法人税率について所要の調整を行う。

上記の配当分に係る軽減税率の廃止に伴い，受取配当が支払配当を超える場合の益金算入の特例は段階的に廃止する。

2 受取配当等の益金不算入

受取配当分等（株式保有割合 25%以上の株式に係るものを除く。）について，益金不算入割合を次のように引き下げる。

現 行	改正案		
	62 年度	63 年度	64 年度以降
100%	95%	90%	80%

3 賞 与 引 当 金

賞与引当金を廃止する。ただし，現行の引当限度額に対し62年度は4分の3，63年度は4分の2，64年度は4分の1の引当てをそれぞれ認める経過措置を講ずる。

(注) 上記の改正は，昭和62年4月1日以後に終了する事業年度から適用する。

4 外国税額控除制度

外国税額控除制度について，所要の経過措置を講じた上，次の措置を講ずる。

(1) 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から外国で課税されない所得の2分の1を除外するほか，全所得に占める国外所得の割合は，原則として，90%を限度とすることとする。

(2) 50%を超える率で課される税のうち50%を超える率に対応する部分その他所得に対する負担割合が高率である外国の租税についてその一部を控除対象から除外する。

(3) 繰越控除限度額及び繰越外国法人税額の繰越期間について，現行の各5年を各3年に短縮する。

(4) 費用の配賦方法等について所要の見直しを行う。

5 そ の 他

(1) 返品調整引当金について，適用対象となる事業の範囲にデジタル式音声再生機用レコードの製造業及び卸売業を加える。

(2) 試験研究法人等の範囲に，基盤技術研究促進センター及び覚せい剤等薬物の濫用防止に関する業務等を行うことを主たる目的とする公益法人でその業務が全国の区域に及ぶものを加える。

(3) 一定の要件を満たす公益信託について，その主たる目的が試験研究法人等の主たる目的と同等のもの信託財産として支出される金銭を試験研究法人等に対する寄附金に含める等の措置を講ずる。

(4) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる事業に有線テレビジョン放送事業を加える。

(5) 減価償却資産の耐用年数について，所要の見直しを行う。

四 間 接 税 等

1 売 上 税

次により売上税を創設する。

(1) 課税対象

国内において事業を行う者が有償で行う資産の譲渡，資産の貸付け及び役務の提供並びに輸入貨物を課税対象とする。

(2) 納税義務者

納税義務者は事業者及び輸入者とする。ただし，事業者のうち年間課税売上高 1 億円以下の者については，納税義務者から除外する。（選択により納税義務者となることもできる。）

(3) 非 課 税

非課税取引

イ 資本移転（土地及び有価証券の譲渡）

ロ 金融取引に伴う受取利子及び保険取引に伴う保険料収入

ハ 飲食料品，一定の飼料

ニ 社会保険診療等の医療，医薬品，一定の医療用具

ホ 学校教育法第 1 条に規定する学校の行う学校教育等，検定済教科書

ヘ 社会福祉事業法上の社会福祉事業等，身体障害者専用の特定の物品

ト 住宅の譲渡，住宅の新築及び増改築に係る請負，不動産（土地，建築物）賃貸

チ 旅客輸送（鉄道（特別車両料金を除く。），定期路線バス，船舶（定期航路。ただし特別船室料金を除く。），タクシー（ハイヤーを除く。）等）

リ 現行の個別消費税との調整の結果非課税とされるもの

（注）酒類及びたばこについては，酒税及びたばこ消費税の税負担を調整の上，売上税を併課する。

又 その 他

新聞購読料，アマチュアスポーツ大会・伝統芸能の公演，中古自動車等

国，地方公共団体，公共法人，公益法人等

原則として民間事業との競合関係が認められる事業の売上げについて課税し，それ以外の売上げについては非課税とする。

(4) 輸 出

輸出及び輸出類似取引は免税とする。

(5) 課税標準

国内取引については売上金額（他の消費税の額を含む。），輸入取引については輸入の際の引取価格（関税及び他の消費税の額を含む。）を課税標準とする。

(6) 税 率

5%とする。ただし，普通乗用自動車及び小型普通乗用四輪自動車については，昭和 63 年 1 月 1 日から昭和 65 年 12 月 31 日までの間 11%とする。

(7) 納付税額の計算

納付税額は，課税期間中の課税売上高の合計額に税率を乗じて算出した税額から，同期間中の仕入れについて受領した税額票に記載された税額（非課税売上に対応するものを除く。）を控除した額とする。

(8) 申告納付

事業者については，課税期間（3 か月）終了後 2 か月以内に申告，納付することとし，輸入の際には，関税と併せ申告，納付する。

(9) 地方団体への譲与

税収の 7 分の 1 に相当する額を都道府県及び市町村に譲与する。

(10) その他所要の規定を設ける。

(11) 実施期日

昭和 63 年 1 月 1 日以降の取引について実施する。

2 物品税等の廃止

物品税，トランプ類税，入場税，通行税及び砂糖消費税を廃止する。

3 酒 税

(1) 従量税率の改正等

酒税の従価税率を廃止した上，清酒の級別の見直し及びウイスキー類の級別の廃止等を行うとともに，従量税率について次の基準により改正を行う。

種 類	現 行	改 正 案 (各 1kl 当たり)
清 酒		
特 級		
(アルコール分 15 度)	570,600 円	-
1 級		
(アルコール分 15 度)	279,500 円	218,500 円
2 級		
(アルコール分 15 度)	107,900 円	67,800 円
合 成 清 酒		
(アルコール分 15 度)	81,600 円	55,100 円
しょうちゆう		
しょうちゆう甲類		
(アルコール分 25 度)	78,600 円	52,100 円
しょうちゆう乙類		
(アルコール分 25 度)	50,900 円	21,900 円
み り ん		
本 み り ん		
(アルコール分 13.5 度)	74,100 円	40,700 円
本 直 し		
(アルコール分 22 度)	63,500 円	39,400 円
ビ ー ル	239,100 円	206,100 円
果 実 酒 類		
果 実 酒		
一定金額を超えるもの	60,400 円	} 20,100 円
その他のもの	49,700 円	
甘味果実酒		
(アルコール分 12 度)	117,300 円	63,900 円
ウイスキー類		
特 級		
(アルコール分 43 度)	2,098,100 円	} (1,636,380 円)
1 級		
(アルコール分 40 度)	1,011,400 円	} 1,522,200 円
2 級		
(アルコール分 37 度)	296,200 円	-
スピリッツ類		
スピリッツ		
(アルコール分 37 度)	361,800 円	243,800 円
リキュール類		
アルコール分 15 度以上で エキス分 21 度以上のもの		
(アルコール分 15 度)	367,000 円	} (79,890 円)
その他のもの		
(アルコール分 12 度)	117,300 円	63,900 円
雑 酒		
粉 末 酒	381,300 円	207,800 円
その他の雑酒		
(アルコール分 12 度)	117,300 円	63,900 円

(2) その他

上記の改正等に伴い、清酒の区分及びウイスキー類の定義等について所要の規定の整備を図る。

未納税移入必要証明制度の廃止等未納税移入手続の簡素合理化を行う等所要の措置を講ずる。

(注) 現行ウイスキー類 2 級の廃止については、2 年間の経過措置を設ける。

上記の改正は、昭和 63 年 1 月 1 日から実施する。

(備考) 上記改正案の清酒の区分は、便宜、現行の級別区分によった。

改正案中の()内は、アルコール分に応じた加算税率を勘案した税率である。

4 たばこ消費税

(1) 適用期限の延長

たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限を昭和 62 年 12 月 31 日まで延長する。

(2) 税率の改正

昭和 63 年 1 月 1 日以降のたばこに対する税負担水準については、原則として現行の水準を維持しつつ、従価割・従量割の課税割合(売上税を含む。)で 8 : 2 とするよう税率を次のように改める。

区 分	従価割の税率	従量割の税率
紙巻たばこ	19.1%	1,000 本につき 666 円
パイプたばこ	14.5%	1 キログラムにつき 547 円
葉巻たばこ	19.4%	" 1,640 円
刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ	0.8%	" 11 円

専売納付金制度の下において 3 級品とされていた紙巻たばこ及び特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率についても所要の改正を行う。

(3) その他

課税済の輸入製造たばこを輸出に代えて保税地域内で廃棄した場合の還付措置を講ずる。

本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する紙巻たばこについて、たばこ消費税の税率の特例措置を講ずる。

日本たばこ産業株式会社に対する納期限の特例措置を昭和 61 年度末をもって廃止する等所要の措置を講ずる。

(注)上記の(1)及び(3)の改正は昭和 62 年 4 月 1 日から、(2)の改正は昭和 63 年 1 月 1 日から、それぞれ実施する。

5 印 紙 税

(1) 課税文書の廃止

次に掲げる課税文書を廃止する。

第 4 号文書(物品切手)

第 14 号文書(質権、抵当権等の設定又は譲渡に関する契約書)

第 16 号文書(賃貸借又は使用貸借に関する契約書)

第 17 号文書(委任状又は委任に関する契約書)

第 19 号文書(物品又は有価証券の譲渡に関する契約書)

(2) その他

契約金額等を増加させる変更契約書等については変更金額を記載金額とし、契約金額等を減少させる変更契約書等については記載金額の記載のないものと扱う等の措置を講ずる。

円建銀行引受手形について定額税率の適用対象とする措置を講ずる。

非課税文書の範囲に国民健康保険法等に規定する資金の貸付けに関する文書を追加する等所要の措置を講ずる。

(注)上記の(1)及び(2)の改正は昭和 63 年 1 月 1 日から、(2)の及びの改正は昭和 62 年 4 月 1 日から、それぞれ実施する。

6 登録免許税

昭和 62 年 6 月 1 日から昭和 64 年 3 月 31 日までの間の措置として、同期間に受ける土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについて、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の 100 分の 150（現行 100 分の 100）とする。

（注）上記の改正は、租税特別措置法において軽減税率が設けられている登記に対しては適用しない。

7 有価証券取引税

次の有価証券に係る税率を次のように改める。

		現 行	改正案
株券，株式投資信託の受益証券等 転換社債券，新株引受権付社債券	第二種	譲渡価額の 0.55%	譲渡価額の 0.50%
	第一種	譲渡価額の 0.015%	譲渡価額の 0.09%
地方債証券，社債券等（ を除く。）	第二種	譲渡価額の 0.045%	譲渡価額の 0.26%
	第一種	譲渡価額の 0.015%	譲渡価額の 0.01%
	第二種	譲渡価額の 0.045%	譲渡価額の 0.03%

（注）上記 及び の改正は、昭和 63 年 1 月 1 日以後にする有価証券の譲渡から適用し、 の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日以後にする有価証券の譲渡から適用する。

8 取引所税

有価証券の先物取引に対する税率を次のように改める。

	現 行	改正案
国債証券の売買取引	非課税	万分の 0.1
国債証券，地方債証券，社債券を除く有 価証券の売買取引		
甲 複数の有価証券の集合体を対象とす るもの	} 万分の 20	万分の 1.25
乙 その他のもの		万分の 2.5

（注）上記の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

五 租税特別措置

1 産業構造調整の円滑化，民間活力の推進等

(1) 産業構造転換円滑化臨時措置法（仮称）及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。

産業構造転換円滑化臨時措置法の構造調整計画若しくは事業提携計画又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法の安定化計画に基づき、特定の事業者が取得する設備について、一定の要件の下に、取得価額の 100 分の 15（産業構造転換円滑化臨時措置法の特定地域内において取得されるものにあつては 100 分の 22）の特別償却制度を創設する。

産業構造転換円滑化臨時措置法の構造調整計画又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法の安定化計画に基づく設備処理により生じた除却損に係る欠損金について、繰越控除期間の特例措置（10 年間）を講ずる。

産業構造転換円滑化臨時措置法の事業提携計画又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法の安定化計画に基づき、事業の集約化を図るために合併等を行う場合のその合併等に係る登記に対する登録免許税の税率を次のように軽減する措置を講ずる。

イ 会社の設立又は 1,000 分の 5（本則 1,000 分の 7）増資

ロ 合併による会社の設立 1,000 分の 1（本則 1,000 分の 1.5）

ハ 現物出資，営業譲渡

不 動 産 1,000 分の 35（本則 1,000 分の 50）

船 舶 1,000 分の 20（本則 1,000 分の 28）

ニ 合併による現物出資

不 動 産 1,000 分の 4（本則 1,000 分の 6）

船 舶 1,000 分の 3（本則 1,000 分の 4）

(2) 特定の中小企業者及び流通・サービス業の事業の基盤

強化に資する特定の設備について、2年間限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の100分の30の特別償却制度と取得価額の100分の7の特別税額控除制度(当期の税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰越しを認める。)とのいずれかの選択を認める中小企業等基盤強化税制を創設する。

なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対して、リース料を基準として、上記の措置に準じた措置を講ずる。

(3) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の特別償却制度について、償却割合を100分の20(現行100分の13)に引き上げるとともに、適用対象に、国際情報型地域開発基盤施設及び国際ビジネス交流基盤施設を追加する。

(4) 特定地域中小企業対策臨時措置法の制定に伴い、次の措置を講ずる。

同法の承認計画を実施する特定組合が構成員に賦課する負担金を特別償却の対象にするとともに増加試験研究費の税額控除の対象に加えるほか、特定組合が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳の対象に加える。

同法の特定地域において新增設される工業用機械等について、一定の要件の下に、取得価額の100分の22(建物及びその附属設備については100分の11)の特別償却制度を創設する。

同法の特定地域の外から内への買換え等について、一定の要件の下に、特定の資産の買換え等の場合の課税の特例の適用対象に加える。

(5) 産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象地域のうち61年度以降閉山した炭鉱が所在する市町村については、一定の要件の下に、機械及び装置に係る償却割合を100分の22(建物及びその附属設備については100分の11)とする等の措置を講ずる。

2 土地・住宅税制

(1) 長期譲渡所得及び短期譲渡所得の区分等の特例

個人が、昭和62年4月1日から昭和65年3月31日までの間に土地等の譲渡をした場合において、その土地等が昭和61年12月31日以前から引き続き所有していたものであり、かつ、その譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものであるときは、その譲渡による所得は長期譲渡所得又は総合課税の対象となる事業所若しくは雑所得に該当するものとする。

(2) 土地譲渡益重課制度の短期所有土地等の区分の特例

法人が、昭和62年4月1日から昭和65年3月31日までの間に土地等の譲渡をした場合において、その土地等が昭和61年12月31日以前から引き続き所有していたものであり、かつ、その譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものであるときは、法人の土地譲渡益重課制度の適用上、短期所有土地等に該当しないものとする。

(3) 超短期保有の土地の譲渡等に係る課税の特例

個人が、昭和62年4月1日から昭和65年3月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が2年以下である土地等(その年中に取得した土地等を含む。)の譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得及び雑所得については、次のいずれが多い金額によって所得税を課税するものとする。

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等の金額の50%相当額

ロ 土地の譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の120%相当額

法人が、昭和62年4月1日から昭和65年3月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が2年以下である土地等(その年中に取得した土地等を含む。)の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡益については、通常の法人税の他に30%の特別税率で課税する措置を講ずる。

なお、国・地方公共団体に対する譲渡等、特定の譲渡については、及びの適用除外とする。

(4) 長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益4,000万円を超える部分は25%の比例税率(現行その譲渡益の2分の1相当額を総合課税した場合の上積税額)により課税する。

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、その適用期限を昭和65年3月31日までとした上、次の措置を講ずる。

特別控除後の譲渡益 4,000 万円を超える部分に対する軽減税率を 22.5%（現行 25%）に引き下げる。

優良住宅認定基準に係る床面積の上限を 200m²（現行 165m²）に引き上げる。

床面積要件の判定については、特別豪雪地帯における高床型住宅の一階部分の面積は算入しないこととする。

(6) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例について、その適用期限を昭和 65 年 3 月 31 日までとした上、特別控除後の譲渡益 4,000 万円を超える部分に対する軽減税率を 22.5%（現行 25%）に引き下げる。

(注)上記(4)、(5)の及び(6)の改正は、昭和 63 年分の所得税から適用する。

(7) 特定住宅地造成事業等の場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、次の場合を加える。

土地区画整理事業の施行に伴い 既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき

公害防止事業団が行う共同利用工場の建設に関する事業又は工場移転用地の造成事業のために土地等が買収される場合

(8) 個人の特定の事業用資産の買換え等の特例について、特定の事業用資産の譲渡益のうち買換資産に対応する部分の 20%に相当する部分は課税の繰延べを行わないこととする。

(注)上記の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日以後の譲渡について適用する。

(9) 特定の資産の買換え等の場合の課税の特例について、既成市街地等における土地の計画的利用等に資するための買換え等に係る対象地区の範囲を拡大する等の措置を講ずる。

(10)住宅税制

住宅取得促進税制について、次の措置を講ずる。

イ 控除期間を 5 年（現行 3 年）に延長する。

(注)上記の改正は、昭和 62 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する場合について適用する。

ロ 控除の対象となる借入金等の範囲に住宅・都市整備公団等の賦払債務の承継の場合の残債務を含める。

住宅取得促進税制、新築貸家住宅の割増償却、住宅取得資金の贈与税の特例及び住宅用家屋の登録免許税の特例の適用対象となる住宅の床面積要件の判定については、特別豪雪地帯における高床型住宅の一階部分の面積は算入しないこととする。

次の措置に係る住宅の床面積基準の上限を 200m²（現行 165m²）に引き上げる。

イ 法人の土地譲渡益重課制度における優良住宅認定基準

ロ 木造賃貸住宅地区総合整備事業等のための買換え等の特例

ハ 新築貸家住宅の割増償却

3 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

無公害化生産設備の特別償却

特定産業構造改善用設備の特別償却

特定産業の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例

特定産業の事業提携に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

(2) 租税特別措置の縮減合理化等

所得控除

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、控除率を 100 分の 34（現行 100 分の 36）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

特別償却制度等

イ 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の範囲の縮減を行う。

ロ 工業用水道等への転換設備又は廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 15（現行 100 分の 16）に引き下げた上、廃棄物再生処理用設備の範囲の縮減を行う。

ハ 省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 14（現行 100

分の18)に引き下げた上、適用対象となる設備の範囲の縮減を行う。

ニ 船舶の特別償却制度について、償却割合を100分の12(現行100分の14)に引き下げた上、適用対象となる船舶の見直しを行う。

ホ 航空機の特別償却制度について、償却割合を100分の9(現行100分の10)に引き下げる。

ヘ 地震防災応急対策用資産の特別償却制度について、償却割合を100分の15(現行100分の16)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ト 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度について、対象事業の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

チ 過疎地域又は産炭地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械及び装置の償却割合を100分の15(現行100分の16)に引き下げるとともに、産炭地域についてはその範囲を縮減した上、これらの地域に係る適用期限を2年延長する。

リ 中小企業者の技術開発用機械等の特別償却制度について、償却割合を100分の15(現行100分の16)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ヌ 中小企業者等の機械の特別償却制度又は医療用機器の特別償却制度について、適用対象となる機械及び装置又は機器の取得価額の最低限度を160万円(現行140万円)に引き上げた上、これらの適用期限を2年延長する。

ル 中小企業構造改善計画又は繊維工業構造改善事業計画に係る割増償却制度について、割増率を100分の24(現行100分の27)に引き下げた上、これらの適用期限を2年延長する。

ヲ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、割増率を工場用建物にあっては100分の21(現行100分の23)に、機械及び装置にあっては100分の15(現行100分の16)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ワ 新築貸家住宅の割増償却制度について、割増率を耐用年数が45年以上のものにあっては100分の55(現行100分の65)に、耐用年数が45年未満のものにあっては100分の34(現行100分の42)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

カ 特定再開発建築物の割増償却制度について、割増率を100分の24(現行100分の30)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

コ 石油ガス貯蔵施設の割増償却制度について、割増率を100分の30(現行100分の32)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ク 鉱業用坑道等の特別償却制度について、適用対象となる資産の範囲の縮減を行った上、その適用期限を2年延長する。

ケ 植林費の損金算入の特例制度について、損金算入割合を100分の25(現行100分の27)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ク 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、耐用年数の短縮の限度を100分の20(現行100分の22)に引き下げる。

準備金

イ 中小企業等海外市場開拓準備金制度について、資本金1億円超5億円以下の法人に係る積立率を、他から購入した物品の輸出取引にあっては1,000分の1.76(現行1,000分の2.52)に、その他の輸出取引にあっては1,000分の2.44(現行1,000分の3.48)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ロ 計画造林準備金制度について、積立限度額の計算の基礎となる1ヘクタール当たりの金額を22万円(現行23万円)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ハ プログラム準備金制度について、汎用プログラムの開発費に係る積立率を100分の30(現行100分の35)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

登録免許税の特例

イ 農用地区域等内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の20(現行1,000分の16)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

ロ 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置につい

て、軽減税率を1,000分の30（現行1,000分の25）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
八 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、
軽減税率を1,000分の20（現行1,000分の16）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

その他

開墾地等の農業所得の免税制度について、その対象期間を耕作の用に供した日の属する年及びその翌年以後3年間（現行5年間）とするとともに、適用対象農産物から桑及びいぐさを除外した上、その適用期限を5年延長する。

(3) 交際費等の損金不算入制度

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長する。

(4) その他

山林所得の概算経費控除制度について、その控除率を40%（現行35%）に引き上げる。

損害保険料控除の対象に、障害保険料及び医療費用保険料を加える。

耐震性向上のための建物に係る特定の資本的支出について、その資本的支出の額の100分の8の特別償却を認める。

プログラム準備金制度を改正し、一定の要件の下に、データベースの構成に要する費用に充てるための積立てを認める。

採石災害防止準備金制度を創設する。

中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備を追加する。

基盤技術研究開発促進税制について、対象設備を追加する。

計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、利子税の割合を年4.2%（現行4.8%）に引き下げる。

緑地保全地区内、歴史的風土特別保存地区内等の土地の価額に対応する相続税額の延納について、利子税の割合を年4.8%に軽減する措置を講ずる。

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、覚せい剤等薬物の濫用防止に関する業務等を行うことを主たる目的とする公益法人でその業務が全国の区域に及びもの及び地方における緑化事業の推進を主たる目的とする公益法人を加える。

特定船舶製造業安定事業協会法の規定により特定船舶製造業安定事業協会が買収した土地に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1年間1,000分の16（本則1,000分の50）に軽減する措置を講ずる。

次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

イ 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税

ロ 旧自作農創設特別措置法等に基づく売渡し等に係る土地の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税

次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

イ 特殊の外貨借入金等の利子の非課税

ロ 民間国外債の利子、発行差益の非課税

八 山林所得に係る森林計画特別控除

二 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却

ホ 電子計算機買戻損失準備金

へ 船舶戦争保険に係る異常危険準備金

ト 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例

チ 動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入

リ 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

ヌ 日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

ル 年金福祉事業団の住宅資金等の融資に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

ヲ 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

- ワ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減
- 力 商工組合中央金庫，信用保証協会，農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 沖縄電力株式会社の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について，その適用期限を1年延長する。
 次に掲げる特別措置の適用期限を昭和62年12月31日まで延長する。
- イ 電気を動力源とする自動車に対する物品税の軽減
- ロ チョコレート菓子及びビスケット等の原料として消費される第二種の砂糖に対する砂糖消費税の還付

六 そ の 他

- 1 移転価格課税が行われた場合において租税条約に基づく権限ある当局間の合意が成立したときは，一定の要件の下で，延滞税を免除し，又は還付加算金を付さないこととする措置を講ずる。
- 2 割引債の償還差益に係る所得税の租税条約上の減免について，現行の発行時に減免する方式から償還時に減免額を還付する方式に改める。
- 3 各種加算税（自主申告に係るものを除く。）の割合を5%引き上げる。
- 4 加算税に係る確定金額の全額の切捨て基準を5,000円未満（現行1,000円未満）に引き上げる。
- 5 期限が到来する沖縄に関する課税の特例について，その適用期限を原則として5年延長する。また，県産酒類及び料飲店用輸入ウイスキー類に係る酒税の軽減税率について売上税の導入に伴う所要の調整措置を講ずる。
- 6 その他所要の税制の整備を行う。

（別表）昭和62年度の税制改正（内国税関係）による増減収額試算

（単位億円）

改 正 事 項	初 年 度	平 年 度
1 所得税減税		
(1) 税率構造の見直し	6,210	15,330
(2) 配偶者特別控除の新設等	2,610	3,500
(3) 昭和62年分の配偶者控除の特例	1,330	-
(4) 老年者控除の引上げ・公的年金等控除の創設	30	670
計	10,180	19,500
2 法人税の税率の引下げ	4,030	15,310
(1+2=合計)	14,210	34,810
3 利子課税の見直し	450	9,570
4 売上税		
(1) 売上税の創設	11,030	49,710
(2) 物品税の廃止等	3,890	24,080
計	7,140	25,630
(3+4=合計)	7,590	35,200
(1+2+3+4=合計)	6,620	390
5 その他		
(1) 賞与引当金の廃止等	3,970	430
(2) 住宅取得促進税制の拡充	-	940
(3) 有価証券取引税の見直し	920	370
(4) 取引所税の見直し	140	140
(5) 登録免許税の引上げ	1,590	-
計	6,620	0
(1+2+3+4+5=総計)	0	390

(参考)表1 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円, %)

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度.....	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24.....	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25.....	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30.....	72,985	9,363	3,815	13,178	12.8	18.1
35.....	132,691	18,010	7,442	25,452	13.6	19.2
36.....	157,551	22,269	9,065	31,334	14.1	19.9
37.....	177,298	23,897	10,567	34,464	13.5	19.4
38.....	206,271	27,306	12,129	39,435	13.2	19.1
39.....	233,904	31,592	13,996	45,588	13.5	19.5
40.....	263,804	32,785	15,494	48,279	12.4	18.3
41.....	310,917	36,630	17,686	54,316	11.8	17.5
42.....	369,144	43,946	21,495	65,441	11.7	17.7
43.....	428,291	53,220	25,801	79,021	12.2	18.5
44.....	515,224	64,532	30,902	95,434	12.5	18.6
45.....	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46.....	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47.....	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48.....	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49.....	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50.....	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51.....	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52.....	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53.....	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54.....	1,822,069	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55.....	1,993,352	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56.....	2,081,566	304,551	173,255	477,806	14.6	23.0
57.....	2,168,591	320,031	186,286	506,317	14.8	23.3
58.....	2,281,188	341,621	198,413	540,034	15.0	23.7
59.....	2,397,498	367,748	214,939	582,687	15.3	24.3
60.....	2,544,744	391,502	233,165	624,667	15.4	24.5
61 補正後.....	2,646,000	404,250	244,787	649,037	15.3	24.5
62 予 算.....	2,756,000	423,604	248,491	672,095	15.4	24.4

(備考) 1. 国民所得は昭和60年度までは実績, 61, 62年度は「昭和62年度経済見通し」による実績見込み額及び見通し額である。

2. 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み, 昭和60年度までは決算額, 61年度は補正(第1号)後予算額, 62年度は予算額によった。なお, 昭和53年度のかっこ内は, 年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
3. 地方税は昭和60年度までは決算額, 61年度及び62年度は見込額である。

表2 直接税及び間接税等の比率

(単位 億円, %)

年 度	総 額		直 接 税		間接税等	
		比 率		比 率		比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度.....	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25.....	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30.....	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35.....	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36.....	22,269	100	12,277	55.1	9,992	44.9
37.....	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38.....	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43.....	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44.....	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45.....	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46.....	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47.....	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48.....	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51.....	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52.....	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
53.....	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54.....	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55.....	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56.....	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57.....	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58.....	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59.....	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60.....	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61 補正後.....	404,250	100	294,690	72.9	109,560	27.1
62 予 算.....	423,604	100	298,190	70.4	125,414	29.6

(備考) 1. 本表は国税について作成したものであり, その範囲等については前掲1表備考1参照。

2. 直接税, 間接税等の区分は下記による。

直 接 税 所得税, 法人税, 会社臨時特別税, 相続税, 富裕税, 再評価税, 地租, 営業収益税, 資本利子税, 鉱業税, 臨時利得税, 旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの